

右に依り退職せられた方が同時に再採用を願出せられた方は退職當時の日給額と初任給との差額の二割を初任給に加へた日給額で採用致しませす此の日給額の算出方法以外の點に就ては九月二日發表した更改採用と同一の方針に依るものでありませす
一実施期日
本案は十月十日から実施致しませす

昭和九年十月九日(午後三時四十分)

警視廳特別高等警察部労働課

市電争議ニ關スル情報(再羅一二)

第一二八報

一 大阪市電局斗同盟ノ動靜

大阪府特高課ノ情報ニ依ルハ

局斗同盟 阿部伊勢次郎

自助會委員長 小野長三郎

局斗書記 松田長左右門

右者本夜市電再ストノ應援ヲ理由ニ上京省廳吉田委員長其ノ他ヲ訪問シ調停委員會ノ經過ヲ聴取シ其ノ結果ノ如何ニ依リテハ客觀的狀勢カ組合側ニ不利ナルヲ以テ首腦部ニ事態ノ拾收方ニ關シ説得スル筈ノ由